

大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 令和4年5月10日（火）午後3時00分～午後3時45分
2. 開催場所 大和高田市役所 5階会議室6.7
3. 出席委員 (17名)

農業委員	氏名	農業委員	氏名	推進委員	氏名
1	西川 達也	8	弓場 一郎	1	安井 進
2	小川 隆興	9	藤岡 秀信	2	鬼頭 淳悟
3	前田 全計	10	奥本 正嗣	3	松村 謙三
4	鷺山 久雄	11	本郷 保則	4	米田 博明
5	吉井己容子	12	吉岡 重治		
6	梅田 昌宏	13	中江 彰		
7	上田美加子				

4. 欠席委員 (0名)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議第1号 農地法第3条第1項規定について申請の件

議第2号 農地法第18条第6項規定について通知の件

議第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議第4号 その他

1) 使用貸借権の消滅について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 村岡 司朗

7. 会議の概要

議長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から5月の定例委員会を開催致します。本日は、農業委員13名全員出席頂いておりますので、総会は成立していることを報告致します。なお、推進委員は4名全員出席頂いております。

(会長あいさつ)

議長 それでは、議事日程、第1の議事録署名委員の指名についてお諮り致します。

私から指名させて頂くことに異議などございませんか。

(異議なしの声有り)

議長 異議なしとの声がありましたので、本日の議事録署名委員に6番、梅田委員と7番、上田委員のお二人を指名致します。

続いて議事日程、第2の会議書記の指名につきましては、事務局の村岡局長を指名しますので、よろしくお願い致します。

議長 それでは、ただ今から議事日程、第3の議事に入ります。まず、議第1号を議題と致しますが、この案件につきましては、西川委員が譲渡人となっている事案ですので、

農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき、当該事案の審議開始から終了までの間、退席をお願い致します。なお、関係議案終了後に入室して頂きます。

(西川委員 退出) 事務局、説明をお願いします。

事務局

今回より、個人情報部分の読み上げは割愛させていただきます。情報は、議案書記載のとおりでございますので、ご了承ください。

議案書1ページをお願い致します。議第1号、農地法第3条第1項について申請の件について説明致します。本件は、農地を農地として耕作するため、贈与、売買による所有権移転のための移動でございます。

番号1番、申請地、大字磯野303番1(田)945㎡、譲受人、譲渡人は表記のとおりです。贈与による持ち分移転のための申請でございます。なお、同一世帯ですので、譲受人の耕作地面積は6477㎡と下限面積は満たしております。場所は、磯野池より■に約100mのところでございます。

番号2番、申請地、大字磯野304番1(田)799㎡、譲受人、譲渡人は表記のとおりです。贈与による持ち分移転の申請でございます。なお、譲受人の耕作地面積は6477㎡と下限面積は満たしております。場所は、磯野池より■に約100mのところでございます。

番号3番、申請地、大字今里川合方31番1(田)2199㎡、譲受人、譲渡人は表記のとおりです。売買による所有権の移転で、申請理由は、規模拡大のためでございます。なお、譲受人の耕作地面積は9256㎡と下限面積は満たしております。場所は、クリーンセンターより■に約100mのところでございます。

番号4番5番、申請地、大字田井246番1(田)1153㎡、大字田井247番1(田)1290㎡、譲受人、譲渡人は表記のとおりです。売買による所有権の移転で、申請理由は、規模拡大のためでございます。なお、譲受人の耕作地面積は、43457㎡と下限面積は満たしております。場所は、クリーンセンターより■に約500mのところでございます。

番号6番、申請地、大中南町323番2(田)881㎡、譲受人、譲渡人は表記のとおりです。売買による所有権の移転で、申請理由は、規模拡大のためでございます。なお、譲受人の耕作地面積は、8352㎡と下限面積は満たしております。場所は、高田小学校より■に約150mのところでございます。

以上、議第1号につきましては、6件の申請で、申請に伴う書類等は具備致しております。

続きまして、今回の申請に伴い記載された内容について、審査基準の農地法第3条第2項の検討結果について説明させていただきます。

まず、譲受人が権利の取得後において、今回取得する農地を含めた、全部効率利用要件につきましては、譲受人の世帯の耕作に必要な機械の保有状況や農作業の従事からみて、いずれも現在保有しているすべての農地の耕作状況など、今後も引き続き効率的に利用することが見込まれますので、支障がないものと考えます。

次に、権利の取得後の常時従事要件につきましては、申請書に記載されている本人も含めた世帯員等の農作業の従事状況からして、取得後も農作業に常時従事することが見込まれます。

また、周辺の地域との調和要件につきましては、1番2番の案件は、家族内での移

動であり、現状と変わらず、そのほかの案件については、周辺の農家団体とも協力し行うとのことで、農業上の総合的利用には、支障がないものと考えます。

以上、今回の案件につきましては、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この議第1号につきまして何かご意見、ご質問等ございませんか。

（なしの声有り）

議 長 　ご質問等ないようですので採決致します。それでは、議第1号、農地法第3条第1項について申請の件に賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議 長 　全員賛成ですので、議第1号は、委員会処理に決定致します。

次の議題に入ります前に、西川委員の入室、着席をお願い致します。

（西川委員、入室、着席）

続いて、議第2号を議題と致します事務局から説明願います。

事務局 　議第2号、農地法第18条第6項について通知の件について説明致します。

本件は、農地の耕作権について、解約が双方で円満に合意成立したことにより、当委員会に通知があったものでございます。

番号1番、申請地、大字野口554番1（田）1454㎡、借受人、貸出人は表記のとおりです。解約理由は、耕作者死亡のため解約の通知の提出遅れでございます。

番号2番、申請地、礪野町457番（田）1210㎡、借受人、貸出人は表記のとおりです。解約理由は、高齢のためでございます。

番号3番、申請地、大字曾大根320番（畑）2444㎡、借受人、貸出人は表記のとおりです。解約理由は、規模縮小のためでございます。

以上、議第2号につきましては、3件の通知でございます。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして、何かご意見ご質問などございませんか。

何かございましたら挙手をお願い致します。

（なしの声あり）

議 長 　ないようですので、議第2号は事務局処理と致します。

続いて、議第3号を議題と致しますが、この案件につきましては、上田委員の親族が「利用権設定を受ける者」となっている事案ですので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき、当該事案の審議開始から終了までの間、退席をお願い致します。なお、関係議案終了後に入室して頂きます。

（上田委員 退出） 事務局、説明をお願いします。

事務局 　議案書3ページをお願いします。議第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について説明致します。

本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積により、経営基盤の強化を促進するための措置として、農業振興課より当委員会に対して、原案作成に伴う決定の依頼を受けたものでございます。農業振興課と農業委員会事務局で書類審査等の事前協議を行った上で、案件とさせて頂きました。

整理番号1番、設定を受ける者、設定する者は表記のとおりです。設定する農地は、大字東中117番（田）1947㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、水稻を作

付けしての利用でございます。利用期間は、市の公告日の翌日から令和7年3月31日までの約3年間でございます。

整理番号2番、設定を受ける者、設定する者は表記のとおりです。設定する農地は、大字松塚10番1(田)1401㎡、大字松塚59番(田)906㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、水稻を作付けしての利用でございます。利用期間は、市の公告日の翌日から令和7年3月31日までの約3年間でございます。

整理番号3番、設定を受ける者、設定する者は表記のとおりです。設定する農地は、大字松塚153番1(田)1101㎡、大字松塚348番1(田)819㎡、大字松塚399番2(田)1534㎡、大字松塚509番1(田)1648㎡、大字松塚597番(田)1048㎡、大字松塚679番1(田)1488㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、水稻を作付けしての利用でございます。利用期間は、市の公告日の翌日から令和7年3月31日までの約3年間でございます。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、また、第2号の利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること、及び耕作の事業に必要な農作業に常時従事することが認められることなどの各要件を満たすと判断しております。

この内容をご承認頂ければ、市の農業振興課に対しまして、その旨の回答をさせていただきますので、ご審議よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問など、何かございましたら挙手をお願い致します。何かございませんか。

12番 　1番の設定を受けられる方が■■の方ですが、耕作されるのに遠いのではないですか。

1番 　その方のお母様が地元に住んでおられ、毎週のように帰って来られておまして、日頃の水管理はお母様がされており、田植え等の時には、息子さんも手伝いに来られ、以前よりそのようにされているので耕作には支障ないものと思います。

事務局 　事務局としても、申し出された際にお聞きしましたところ、西川委員の発言と同様におっしゃられておりました。

議長 　他にご質問ありませんか。ないようですので採決致します。

　それでは、議第3号について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。
(全員挙手)

議長 　全員賛成ですので議第3号は、農業振興課に対して原案のとおり承認した旨の回答をすることに決定致します。

　次の議題に入ります前に、上田委員の入室、着席をお願い致します。
(上田委員、入室、着席)

事務局 　続いて、議第4号、その他の1番を議題と致します。事務局から説明願います。

番号1番、解約する農地、大字築山803番1(田)1176㎡
借受人、貸出人は表記のとおりです。理由は、規模縮小のためでございます。

番号2番、解約する農地、大字築山795番(田)2366㎡、
借受人、貸出人は表記のとおりです。理由は、規模縮小のためでございます。

番号3番、解約する農地、大字田井247番1(田)1290㎡、
借受人、貸出人は表記のとおりです。理由は、所有権移転のためでございます。
この案件は、議案第1号 3条申請5番のための解約でございます。

以上、利用権設定による使用貸借契約の消滅については、3件の通知でございます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局から説明がありましたが、この件について何かご意見ご質問等ございませんか。異議ありませんか。
（なしの声あり）

議 長 　ご意見ご質問等ないようですので、異議がないものとして採決致します。
それでは、議第4号、その他の1番、使用貸借契約の消滅について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。
（全員挙手）

議 長 　全員賛成ですので議第3号、その他の1番は、事務局処理に決定致します。
議案審議につきましては、以上でございますが、その他何かございませんか。他にないようでしたら、これで5月委員会を終わります。委員の皆様方には大変ご苦勞様でした。ご協力ありがとうございました。

議事録は、農業委員会等に関する法律第33条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議 長 弓 場 一 郎 印

署名委員 梅 田 昌 宏 印

署名委員 上 田 美加子 印